

- 第1条 芦屋市社会教育委員(以下「委員」という。)の会議に関してはこの規則の定めるところによる。
- 第2条 委員の会議(以下「会議」という。)のため委員の互選により議長および副議長各1名をおく。
- 第3条 議長および副議長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第4条 議長は会議を主宰する。
- 第5条 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代行する。
- 第6条 議長および副議長ともに事故あるときは、出席委員から仮議長を選び、仮議長が会議を主宰する。
- 第7条 会議は定例会および臨時会とする。
定例会は隔月1回、教育長がこれを招集する。
臨時会は必要のある場合において教育長がこれを招集する。
- 第8条 議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。